

『百科全書』における政治的徳の言語 ——国民の記憶の受容とその再解釈について——

逸 見 龍 生

Language of Political Virtue in the *Encyclopédie*:
Reception and Interpretation of National Memory

Tatsuo HEMMI

Abstract

This paper analyzes the theological-political context in “Omnis potestas a Deo ordinata est” by employing Denis Diderot’s interpretation from this famous Saint Paul pericope. This interpretation immediately provoked strong criticism from anti-encyclopédistes apologists. Further analysis of the debate surrounding the text shows it redefined the relationship between the sovereign and their subjects. Absolutist traditions developed conservative political thoughts on a country’s enemies. However, Diderot did not see this pericope as the expression of an absolute power of the divine law, but rather as an ordinary power governed by law (“potentia Dei ordinata”). In addition, he suggested the necessity of a social contract and eluded to a constitutional monarchy. It is in this perspective that Diderot appropriated texts such as *Memory of Henry de Sully*, and provided a completely new interpretation. It has been erroneously believed that he explicitly adopted a form of passive obedience to the royal sovereignty. However, in the early 1750s, Diderot presented to the readers of the *Dictionnaire raisonné* a monarchical model. This model was based on a new concept of public deliberation that was first proposed in Shaftesbury’s philosophy of social communication.

まず本日のシンポジウムに参加できる御礼を申し上げたい。

私は続いて発表される武藤秀太郎先生とともに、研究組織として新潟大学コアステーション 19 世紀学研究所に所属、その運営に携わっている。

新潟大学は平成 18 年、当時の新潟大学大学院現代社会研究科学科長であった鈴木佳秀先生（聖書学）を学会長として 19 世紀学学会を設立、翌年に同研究科附属施設として 19 世紀学研究所 Institute for the Study of the 19th Century Scholarship を設立した。その後、新潟大学コアステーションとなり、現在に至るまで教育研究活動を行っている。

同学会・研究所の前身は、日本学術振興会の研究領域 I 「知の遺産を始めとする日本の在り方と今後の変容について研究する領域」（「人文・社会科学振興プロジェクト研究事業」平成 15 年～平成 20 年）

において、鈴木先生がプロジェクト・リーダーを務められた「教養教育の再構築」という学際的研究プロジェクトであった。「人文学」を教養教育の柱のひとつとみなし、人類の精神的遺産としての古典の継承を人文的学知の本質としてとらえることが、すでにそこで大きな議論となっていた。

19 世紀学研究所は、（1）19 世紀の社会、文化・法・芸術と学問についての基礎的研究、（2）人文学の方法、とくに古典古代研究・宗教研究、（3）学問（科学）方法論、教養・教育論、（4）ヨーロッパ・アメリカ、アジア・アフリカ、日本の知と学問、という 4 つの研究プロジェクトにわたって活動することを目的として掲げている。19 世紀を近代的学知の成立した時期として捉え、この時期に産みだされた学問システムを、その方法論やエピステモロジー、社会、文化、あるいは経済的諸条件など多様

な視点から歴史的に位置づけ直すのである。「人文学」は近代の学知の編成において中心的な役割を果たした。逆に言えば、それは19世紀以後の学知の構造の近代性を理解するための重要な鍵である。

私自身は、主に18世紀を中心とする西洋啓蒙思想研究、特にインテレクチュアル・ヒストリーの観点から『百科全書』研究に取り組んできた。

19世紀末、文芸批評の大家エミール・ファゲが述べたとおり、『百科全書』はフランス革命期以後、近代化の波に洗われたほぼ一世紀を通じて「名前のみしか知られず、実際の内容を知る者はほぼ誰もいない」著作であった。『百科全書』に関する真にオリジナルの名に値する国際的な研究機運が興隆したのは、20世紀も後半を過ぎてからである。

だが、本来ならば研究の基盤となるべき同書本文の考証・文献学的研究に関しては長く立ち後れた状況にあった。その主な理由は校訂された刊本の欠如や関連資料の閲覧の困難など、研究基盤の問題による。フォリオ版で全35巻にのぼる『百科全書』パリ刊本原本は入手困難な稀観本であり、現在に至るまで信頼に足る批評版はない。『百科全書』には、伝統的な学知の蒐集と総覧としてのその性格上、過去から伝承されたおびただしい数の文献資料が利用されている。しかし、本文中で引用されたタイトルは不正確で遺漏も多く典拠の同定はしばしば難しい。かりに同定できたとしても、ヨーロッパ圏外からは、いやヨーロッパ、フランス国内ですらアクセスのきわめて難しい貴重書も少なくない。こうした状況を変えたのは、ここ15年ほどの間に飛躍的に進んだ古典籍の世界的規模のデジタル化である。これら稀観資料の閲読がインターネットによって世界的に可能となったからである。シカゴ大学は『百科全書』全文テキストデータベースを無償公開した。いまだ誤記や遺漏を多く含んだ不完全なものではあるが、『百科全書』本文への国際的な注目を後押しした功績は否めない。こうしたなかで、本文研究に関する組織的な調査が近年ようやくその端緒ついたといつてよい。

そのひとつとして私の加わっている活動が、国際共同研究による『百科全書』電子批評校訂版である。フランス科学アカデミー委員会事業の一環として、2013年より日仏その他欧米諸国の研究者が集い、半世紀の研究蓄積をいかした信頼に足る世界初の校訂版を編纂しようとするものである。『百科全書』

が初期近代において西洋がグローバル化する世界の相貌に関する知を集積するための歴史的達成点であったとするならば、これまでの人文学の歴史を大きく塗り替えるインパクトをもつ、壮大な共同研究になろう。

本稿で提示したいのは、典拠からの派生、距離化、編集の観点から『百科全書』の項目本文をあらたに解釈する試みである*。テキストの細部に拘泥した、いわば「重箱の隅をつつく」式の議論となるであろう。しかしながら私は、人文学の再生は、細部に埋め込まれた過去の時間の襞を現在に向けて開くという、その本来的な営為と切り離して考えることはできないと考える者である。

*

刊行時に匿名で発表された『百科全書』第一巻項目「政治的権威」(1751)は⁽¹⁾、刊行するとすぐに同巻の中で群を抜いて深刻で厳しい批判に晒された項目である。イエズス会士が発行する定期学術刊行紙である『ジュルナル・ド・トレヴー』1752年3月号では、主筆ベルチエによる『百科全書』書評記事の最後において、同項目の異端性が執拗に糾弾される。後の『百科全書』出版弾圧の呼び水となった、一連の批判文書の最初の標的となったことになる。

だがその一方で、ディドロの政治思想の評価という観点からは、このテキストは長く不透明さに包まれてきた。その最大の理由には、テキストの論旨に見られる顕著な捻れがある。1756年、百科全書派ドレールがルソー宛書簡において早くも指摘したように⁽²⁾、本テキストの前半と後半の言明のあいだには、絶対主義政体における主権者の権威に関して、論理の齟齬が認められる。王権への抵抗の理論化と、服従によるその放棄という相容れない対比的な政治的概念が、奇妙なかたちで共存しているのである——いわば腹話術師のように同時に異なる主体が話しているかのように。従来の解釈も、表明された二つの政治的立場のどちらに真の著者の意図を認めるかによって、同じく二つに分裂した形を取ってきている。これまでの主流であったのは、テキストの末尾に現れる、抵抗の断念たる受動的服従論をディドロの本人の立場の表出とみなし、ディドロの政治的保守性を強調する読解であった。例えばストラグネルは、初期から中期ディドロにおける、ホッ

ブズにほぼ近似した「絶対主義的君主」への帰依をこの項目に読みこんでいる⁽³⁾。ディドロは結局のところ受動的服従、すなわち君主への抵抗権を斥ける絶対主義信奉者であり、なおかつホブズよりもはるかに素朴な「君主政のユートピア的理想化」⁽⁴⁾を行っていた、とするのである。これは基本的にジャック・プルーストがその『ディドロと百科全書』において提出したディドロ像とも一致する⁽⁵⁾。

だが、『ジュルナル・ド・トレヴー』や、1750年代末から出版された定期刊行物『宗教の復権』⁽⁶⁾など、『百科全書』に批判的な保守的著述家たちが強調したのは、反対にむしろ、この項目の前半に現れる君主制秩序の紊乱の組織者としてのディドロの像である。これらの議論ではテキスト前半の服従契約の議論に焦点が当てられる。後半、なかんずく最終段落に見られる受動的服従の表明は表面的なものに過ぎず、著者の本意はあくまでも先に掲げられた反体制的思想にあるとされる。ストラグルネルの前述の読解を批判するラフは、この同時代の複数の批判的読解の事実を強調し、ディドロの発話の意図は、前半で書かれた服従契約論にむしろ力点を置きつつ読まれるべきだと指摘している。加えて、契約論をめぐる主権者と臣民との原理的な対立軸においてのみこの項目を読み取るよりもむしろ（これはドラテに発してプルーストへ流れる従来の読解の基本的な構造であった）、1750年代前後の王政と高等法院と抗争関係という歴史的な文脈に据え直し、コンテクスチュアルな読解を導入する必要があるとの指摘をしている⁽⁷⁾。

ラフの指摘は重要に思える。『百科全書』項目の分析的読解に際して、同時代のコンテクストの参照は、本質的な、時に唯一の重要性をもつからである。たしかに伝統的に百科全書的著作に課された機能は、特定のトポスに集積された知の相互連関の過去からの召喚と提示にあり、その点は『百科全書』においても同様である。だが同時に『百科全書』は、刻一刻と変わりつつある現実に対応する新たな概念の定義の創出のプロセスとしてもある。『百科全書』における過去と現在の時間を貫くこのダイナミックな往還運動の機能は、分析を始める際にまず念頭においておく必要がある。

本稿は、このテキストに現れたディドロの政治思想を解釈する。すでに項目前半については、やや詳細な解釈を別な場で提出した経緯があり⁽⁸⁾、今回

は割愛したい。テキストの後半の王権への服従の表明という箇所について取りあげることにはしたい。

神権理論の切り崩し

——テキスト生成における政治表象の変容

この項目の後半は、「この項目のなかで展開される諸原理に、それにふさわしい権威をあたえるために、わが国の偉大な王の一人の証言にもとつてこの諸原理を支持することにしよう」と、アンリ四世の言葉が二度に渡って引用され、ディドロの文章が引用の前後に付加、挿入される形で構成されている。引用の典拠にされる文献は、項目本文中に直接に指示されているとおり、アンリ四世の事績を語る財務総監シュリ『回想録』であった。シュリ『回想録』はアンリ四世の没後に刊行されて広く国内外で読まれ、アンリ四世の神話化に大きく寄与した歴史書のひとつである。何度か異なる編者によって編纂されたが、ディドロの使用したテキストはド・レクリューズ＝デ＝ロージュ編集による1747年版である⁽⁹⁾。1716年生まれ、イエズス会士の叔父をもつこのド・レクリューズ＝デ＝ロージュ師は、ダントンの『猫の大虐殺』所収論文「作家の身上書類を整理する一警部」に、いわゆる「ガルソン」のひとりとして、デムリ警部の調書にディドロらとともにその名が挙げられている⁽¹⁰⁾。当時のパリ知識人集団に属する著述家であった。ベルリン科学アカデミーのサミュエル・フォルメー書簡の名宛人のひとりでもある⁽¹¹⁾。

先に述べたように、これまでの批評の多くは、相当部分の長さを占める国王の言葉の引用の検討をせぬまま、これらの引用の後、項目全体の最終段落におけるディドロの言明に注目してきた。この段落にことのほか注意が向けられたのは、とりわけそこで臣下の主権者への「受動的服従」こそが法であると、ディドロ当人によって語られるからである。主権者である王と臣民の契約の相が協調されていた項目前半のディドロの議論はいわば仮面に過ぎず、真のディドロの立場は絶対主義支持であるという解釈を支える根拠とされてきたのも、この箇所である。

しかし、いうまでもなく、そのような解釈は性急にすぎるだろう。『百科全書』の本文テキストに挿入された典拠が、少なくともディドロのテキストの構成において、時にどれほど大きな役割が担わされ

ているか、近年明らかになりつつある⁽¹²⁾。他者の言説の引用として用いられたテキストの断片が、その原典の意味から転位され、本文の新たな場において別の生命を生きる。そのような『百科全書』の複雑で多層的な言語戦略の次元を知る者には、これら過去の読みはあまりにも素朴に見える。

解釈上、決定的に重要であると思われるのは、問題の最終段落の本文生成過程である。この点を本項目の研究史上初めて示したのは、原典に丹念にあたったリーである。リーが示したように、この段落の文章はそのほとんどがシュリ『回想録』の一部の抜粋である。しかもそれは、直前にディドロが引いたアンリ四世の演説の一部にほかならない。ディドロ自身が書いたと従来考えられていたような結びは、実はこの項目にはそもそも存在していなかったのである⁽¹³⁾。

では、原典と『百科全書』本文を仔細に比較してみると、どのような特徴がわかるだろうか。大きく分けると、主に四つの箇所において、ディドロが原文を書きかえていることが明らかになる。

まず最初の大きな改変は、この段落の主張の根幹に関わるものである。シュリ『回想録』原文におけるアンリ四世の主張は、この点きわめて明確である。「臣民の立場からいうと、彼らが宗教・理性・自然によって課せられる第一の法は、確固として (sans contredit) 服従である」⁽¹⁴⁾。臣民は君主への抵抗をあらゆる意味で放棄し、受動的に服従すべしという受動的服従の論理が、ここでは「確固として／異見なくして」という表現に明示される。ところがディドロは、この文章を次のように変更する。

臣民の立場からいうと、彼らが宗教・理性・自然によって課せられる第一の法はつぎのとおりである。彼らの結んだ契約の条例をみずから守ること。彼らの政府の本性を見失わないこと。フランスにおいては、支配王家が男系によって存続するかぎり、臣民に服従を免除するなにもものもないのを忘れないこと (強調引用者、DPV, V, 544)。

ディドロは臣民の服従にいくつかの条件を課す。契約の双務的遵守が第一の服従の条件である (「彼らの結んだ契約の条例をみずから守ること」)。第二は「政府・統治の本性」を服従者がなおざりとせず、

これをつねに見届け続けることが第二の条件である (「彼らの政府の本性を見失わないこと」)。さらに第三の条件として、王家の正統性の保障がこれに加わる (「フランスにおいては、支配王家が男系によって存続するかぎり」)。こうして服従には幾重にも条件がつけられている。

二番目の改変も、契約のモーメントが強調される点で同じである。『回想録』原文は「よしんば不正な、野心をいだく乱暴な王があらわれたにしても、この不幸に対抗するには唯一の手段、すなわち服従によって王の心を静め、祈りによって神の心をやわらげる手段しかないこと」⁽¹⁵⁾と、受動的服従の論理を忠実に反復している。しかしディドロはここでもまた、その論理に対し次のような条件づけを課す。

なぜならば、たとえどんな人物であろうと、往時から支配する君主、男子相続者たちと結んだ服従契約の結果、この手段がただ一つの正当なものだからである (DPV, V, 544)。

服従が正統化されるのは、それがあくまでも契約であるからである (「たとえどんな人物であろうと、往時から支配する君主、男子相続者たちと結んだ服従契約の結果」)。ディドロの加筆に一貫しているのは、原文には存在しない契約論の論理の導入なのだ。

ディドロが原文から消去しているものにも注目してみよう。ひとつは本論においては無視してかまわないものである。「また抵抗してもよいと信じるあらゆる動機にしても、よく検討してみると、それはすべてたくみに潤色された不誠実についての多くの口実にすぎないし、抵抗したところで、君主の非をただすことも、課税を廃止することもできず、すでに不幸を嘆いていた上に、さらに新しく悲惨の度を加えるだけであるのを考慮すること」⁽¹⁶⁾。ディドロは原文に続く部分「この悲惨の度については零細民、ことに農村部の零細民に問い尋ねるにしくはない」を消去している。この細部の消去の意味についてはまだ解釈しきれていない。

しかし、もうひとつの消去の意味は重要である。『回想録』原文において、受動的服従の重要な論拠として最初に掲げられるものが、王権と神との同一性であった。原文には次のようにある。

臣民は、至高の主の似姿そのものとして、君主を敬い、畏敬し、恐れなくてはならない。この至高の主は、天においてあの輝かしい光の傑作によって眼に映るのと同様に、みずからが地上で臣民たちの眼に映るよう意志されたのであろう(17)。

絶対主義体制のイデオロギー的前提である神権理論、すなわち神の意志と王権との連続性がここでは強調される。しかしディドロが行うのは、この連続性の論理そのものの消去と、両者の切断なのだ。

臣民は神の姿が地上にあって、眼にみえることを望んだが、その媒介者として君主に畏敬の念をいだくこと(DPV, V, 544)。

神の意志と主権は切断される。もはや神の意志が地上に政治的権威を打ち立てるのではない。神を君主＝主権に見いだそうと意志するものは、いまや人民である。人民の意志が服従の条件になっているのである。神権理論との近接とみえたこの箇所は、実は神権理論の基盤そのものの掘り崩しである。以上のようにみると、この箇所を主たる根拠にして、ディドロを絶対主義支持者とみなす従来の解釈は、誤謬といわざるをえない。

アンリ四世における意志の分有——討議的統治

では、ディドロによるこれら後半部の引用文の選択にはいかなる理由があったか。国王の「証言」を長く引用することによって、何が意図されたのだろうか。この項目がなにゆえに書かれたのか、時代状況におけるこの項目の位地を考察するのに、この問いは重要な意味をもつ。

実際にそのような観点から『回想録』のテキストを再検討すると、興味深い事実が明らかとなった。ディドロはこれらの引用文を、共通の顕著な主題的な特徴をもつ二つの箇所から選び採っている。ではそれは何か。それはいずれも、未曾有の国難に遭って統治が大きく揺らぐ危機的な状況の中で、フランス国王アンリ四世が合議体を開き、臣下と衆議と和合を図る場面なのである。説明しよう。

一方は財政支出の超過により破産の危機にあった国家が、1596年に名士会議を召集、高等法院も説得して売上税(パンカルト)の導入を決めた際の状

況である。国王の会議の席での言葉をディドロはシュリから引用している(DPV, V, 541-542)。王の演説の内容は、絶対的統治ではなく、秩序的統治における権威の例証となっている。王の権威は法によって限定を受ける(「諸王は二人の君主、神と法をもっている。正義が玉座に君臨しなければならぬ。優しさがそのかたわらに座をしめなければならない。主権者の意志は言葉を持って分有されねばならない(「誤り…それは君主が全臣民の生命と財産の主であり、また『予の意はかくのごとし』という数語によって自分の行為の理由も明示することも必要としないし、その理由のあることさえ必要としないという点である」先王たちのように、予の意志に盲目的な賛同を強いるために諸公をここに召集したのではない)。議会の参加は自由に公衆に向けて開かれている(「王の意図は、いかなる身分、地位のものであろうと、あらゆる種類の人びとが自由に議会に参加できることであった。それは学識才能のある人びとが、公共福祉のために必要と思われることを、なんの恐れも感じないで、議会に提案できるようにするためであった。国王はその時、代表になんらの制限を加えることをやはり主張されなかった)。王と議会の言葉は交換され、分有される(「予が諸公に集合を命じたのは、諸公の助言を受け、それを信じ、それに従うため、一言でいえば、諸公の後見を受けるためである)。ここでは多様な諸意志が自由に競合する(「諸公は予が義務を果たすよう激励され、予は諸公が義務を果たすよう激励をおくる。たがいに競い合おうではないか)。

続いて引用される箇所はどうか。1598年のナント王令の公布の後に続いた国内の長期政治的混乱が、翌年ついに終結する。ディドロが引用する演説は、宗教問題により国内を分断した政治的危機がようやく回避され、国王会議においてアンリ四世がおこなった国王演説である。ここでもまた、テキストには多様な「意志」とそれを表明する言葉が書き込まれる。パリ高等法院による王令登録拒否に始まった国内の長い分断状況は、1599年2月の王令登録においてついに解決する。王の言葉が合議体の中で聴き取られ、分有されるさまがここでは次のように記される。

「予は対外平和を確立したが、王国内にも平和をもたらしことを意志する」。王は王令を発し

た理由を述べたのち、つぎのようにつけくわえた。「わが王令を妨げるものは、戦争を意志している。予は明日にでも宗教関係者に戦争を布告するかも知れない。しかし、予は戦争をしないであろう。予は彼らを戦争に追いやることになるであろう。予は王令を発した。その守られることを意志する。予の意志は理性の役を勤めなければならない。よく服従する国家においては、君主に理性をもとめることはない。予は国王である。予は貴公らに王として語る。貴公らの従うことを意志する」(強調引用者、DPV, V, 544)。

さまざまな王の意志には、その「理由」と「理性」(いずれも *raison*) が与えられる。「戦争」と「平和」のように、王と他者の意志は共存し、競合もしている。王令の遵守や王の言葉への服従は、臣民への強制ではなく、王の意志に臣民が同意して初めてえられる。このテキストに反復されるのは、そのような討議的意志のありかたなのである。

過去と現在の往還

——歴史の位相と歴史家の身振り

討議を通じて多様な意志が集い、国家の中で合流していったフランス王政における輝かしい歴史的瞬間。このテキストを筆写しながら、ディドロは何を考えただろうか。

『百科全書』第一巻刊行は1751年6月28日である。同巻が執筆された当時の政治状況において、フランス絶対王政下における公論の構築が決定的な歴史的転回点を迎えつつあったことはよく知られている。高等法院は国王の宣言や法案登録の拒否、建言書の提出を武器とし、王権に対する抵抗の姿勢を強めていたが、この時期、ともにすでに四十年近く長引いていた二つの問題において、両者の緊張は特に強く高まっていた。その一つは「ウニゲニトゥス」をめぐるジャンセニスム処遇に関わる宗教問題であり、もう一つは租税問題である。51年3月、ジャンセニスムに厳格な態度を取る大法官ラモヴォンによる国王宣言が作成され、高等法院に大きな反撥を引き起こしている。王政側の増税政策とパルルマンの抵抗は、49年5月、二十分の一税の創設とパルルマンの法案登録拒否、それに対する王政側の強

制登録の応酬として生じ、緊張は激化する一方であった。王権と高等法院の衝突を中心とするこれら政治的対立の深刻化の中で⁽¹⁸⁾、王政の賛否を論ずる多くの印刷物や写本が国内外で膨大に流通し、国民の公論が急速に形成されていく⁽¹⁹⁾。

租税問題と宗教問題というまったく同じ二つの国内の混乱をかかえたまま、しかしながら有効な政治的解決策を見いだせずになかった1751年当時の同時代の状況を、彼が想像しなかったとは考えにくい。「政治的権威」の定義の事例としてディドロがこの二つのテキストを引用したのは、偶然ではない。アンリ四世が国内の混乱を鎮め、未曾有の危機を回避したその過去の政治的記憶を召喚することによって、ディドロは同時代の政治的出来事を解説し、未来に為されるべき主権者の行為を提示しているのである。

過去の歴史に範を求め、かつて存在した言語を国民の生きる現在の混迷し、分裂した時間に接続させること。「政治的権威」を定義する『百科全書』の言語行為は辞書形式を通じた歴史記述の再説の試みと、過去の記憶の受容と再解釈をとおした政治的徳の言語の伝達の実践のほかならなかった。混迷した現在時を深く問い直すために過去の言葉への遡行を促し、その言葉をみずから生き直したロレンツォ・ヴァッラ⁽²⁰⁾以来の人文主義者たちの政治的雄弁の系譜と、過去の国王の雄弁を引き写す十八世紀の哲学者の営為はここで確かに連続している。「学識才能のある人びとが、公共福祉のために必要と思われることを、なんの恐れも感じないで…提案できる」こと。アンリ四世のこの言葉を史料から辞書項目に書き写しながら、かつてフィレンツェに、近代ではイングランドに確かに存在していた言論におけるこの市民的自由を蘇生することこそは『百科全書』という辞書が担うべき政治的な使命であると、このときディドロは思っていないか。

では来たるべきその「公論」へと、ディドロら「文人たちの結社」⁽²¹⁾が託した夢は実現したであろうか。現実はむしろ逆であった。フランスにおける公共の言語は、不幸にも54年9月、国王が発布した「沈黙の法」によって、強制的にその法的位階を著しく縮減させられてしまう。「ウニゲニトゥス」についてすべてのものに沈黙を命じ、これに違反したものを処罰する権限を高等法院に与える国王宣言が、この年に発せられたからである。『百科全書』

もまた同様に、その後に幾度もその言葉を止められていくことになる。『百科全書』出版史の危機として知られる苦難の時期は、公共の言語の構築における知識人の参与と拒絶、戦略と抵抗の歴史と重なり合うのである。

* 本稿は、『百科全書』・啓蒙研究会誌「『百科全書』・啓蒙研究」第3号（2015年3月刊行）に掲載された拙稿「〈意志〉論の神学・政治的布置——ディドロ執筆項目「政治的権威」におけるパウロ解釈」の一部をもとに、これに改稿を加えて発表するものである。掲載許可を与えてくださった同研究会編集委員会に謝辞を申し上げる。

注

- (1) ディドロの「政治的権威」からの引用は、エルマン社『ディドロ全集』版（Denis Diderot, *Oeuvres complètes* [以下DPVと記す]、édition critique sous la direction de Herbert Dieckmann, Jacques Proust, Jean Varloot, Paris, Hermann, 1975-.)による。本文中に対応箇所の巻数、頁数を並記している。なお、翻訳には既訳を主に用い、適宜訳語を変更した。
- (2) De Delère à Rousseau, «la fin de cet article ne répond pas au commencement : il ne faut pas toucher à ce qu'on ne peut manier à son gré. Pour peu qu'une âme forte montre de faiblesse, elle détruit son propre ouvrage.» J.-J. Rousseau, *Correspondance complète*, éd. R.A. Leigh, Genève, Banbury et Oxford, 1965-, t. IV, pp. 20-21.
- (3) Anthony Strugnell, *Diderot's politics : a study of the evolution of Diderot's political thought after the Encyclopédie*, « Archives internationales d'histoire des idées International archives of the history of ideas », The Hague, M. Nijhoff, 1973, pp.8-9.
- (4) *Ibid.*, p.14.
- (5) Jacques Proust, *Diderot et l'Encyclopédie*, 1962 ed, Paris, Albin Michel, 1996.
- (6) Jean-Nicolas-Hubert Hayer, G Jean Soret, *La Religion vengée, ou Réfutation des auteurs impies... par une société de gens de lettres...*, 12 tomes en 6 vols, Paris, Chaubert Hérisant, 1757.
- (7) John Lough, « The Article AUTORITÉ POLITIQUE », dans *Essays on the Encyclopédie of Diderot and D'Alembert*, London, New York, Toronto, Oxford University Press, 1968, pp. 424-462 ; John Lough, « Les idées politiques de Diderot dans l'Encyclopédie », dans *Thèmes et Figures du siècle des Lumières*, Genève, 1980, pp. 137-146.
- (8) 逸見龍生「〈意志〉論の神学・政治論的布置——『百科全書』ディドロ執筆項目「政治的権威」におけるパウロ解釈」との題で、以下のシンポジウム、研究会でその一部を発表している。1) 2014年3月16日、立教大学シンポジウム「来たるべき一般意志」（司会：佐藤淳二）。2) 2014年9月20日、『百科全書』・啓蒙研究会、慶應義塾大学（司会：寺田元一）。3) 2014年10月11日、関西フランス史研究会、京都大学（司会・竹中幸史）
- (9) *Mémoires du Duc de Sully mis en ordre par M. l'abbé de L'Écluse Des Loges*, vol 1, Londres, 1747.
- (10) ロバート・ダーントン『猫の大虐殺』海保真夫・鷺見洋一訳、岩波書店、1986年、「作家の身上書類を整理する一警部」p. 217。ダーントンの提示する「ガルソン」概念を用いた実際の分析については、寺田元一『編集知の世紀——一八世紀フランスにおける「市民的公共圏」と『百科全書』——』日本評論社、2003年を参照。
- (11) Antoine-Claude Briasson et Nicolas-Charles-Joseph Trublet, *Correspondance passive de Formey (1739-1770)*, Textes édités par Martin Fontius, Rolf Geissler et Jens Häesler, Paris-Genève, Champion - Slatkine, 1996.
- (12) Tatsuo HEMMI, « Les références implicites dans le supplément éditorial de l'article AME de Diderot », *Recueil d'études sur l'Encyclopédie et les Lumières*, n 1, mars 2012, pp.41-61; Tatsuo HEMMI, « Le temps métaphysique et le temps philosophique — à propos du supplément éditorial de l'article AME », *Recueil d'études sur l'Encyclopédie et les Lumières*, n 2, mars 2013, pp.41-56; 逸見龍生「形而上学の時間と哲学の時間——『百科全書』ディドロ執筆項目「霊魂」の生成論的解釈学の試み」『日仏哲学研究』第18号、2013年9月、pp.16-30.
- (13) Young-Mock, Lee, «Diderot et la lutte parlementaire au temps de l'Encyclopédie (deuxième partie)», *Recherches sur Diderot et sur l'Encyclopédie*, n°. 30, 2001, pp.103-104.
- (14) *Mémoires du Duc de Sully*, *op.cit.*, p.467.
- (15) *Ibid.*
- (16) *Ibid.*, p.468.
- (17) *Ibid.*, p.467.
- (18) 木崎喜代治「18世紀におけるバルルマンと王権」、『経済論叢』第134巻、1984年、18-41頁、同「18世紀におけるバルルマンと王権（2）」、『経済論叢』第135巻、1985年、1-28頁、同「18世紀におけるバルルマンと王権（3）」、『経済論叢』第136巻、1986年、1-24頁。特にジャンセニスムと高等法院の問題については、Dale K. Van Kley, *Les origines religieuses de la Révolution française. 1560-1791*, Translated by traduit par traduit de l'anglais par Alain Spiess, « Points », Paris, Seuil, 2002 [*The Religious Origins of the French Revolution : From Calvin to the Civil Constitution. 1560-1791*. Yale University Press, 1996.], Catherine-Laurence Maire, *De la cause de Dieu à la cause de la nation. Le Jansénisme au XVIIIe siècle*, Paris, Gallimard, 1998.
- (19) Keith Michael Baker, « Public opinion as political invention », dans *Inventing the French Revolution. Essays on French Political Culture in the Eighteenth Century*, Cambridge, Cambridge University Press, 1990, pp. 167-200. なお、このベーカーの議論も含み、ハーバマスやダーントン、オズーフ、シャルチエなど、フランス啓蒙思想と公共性の議論に関してよく整理した日本語の文献としては、山崎耕一『啓蒙運動とフランス革命——革命家パレルの誕生——』刀水書房、2007年、特にその「序章」3-24頁、および安藤隆穂『フランス自由主義の成立——

公共圏の思想史——』、名古屋大学出版会、2007年、特に第二章「啓蒙思想と公共空間」15-51頁がある。最新の研究史のまとめとして、竹中幸史「過ぎ去ろうとしない革命—フランス革命二〇〇就年以後の日本における革命史研究」『歴史評論』765、2014年1月、77-95頁に教えられた。

(20) ロレンツォ・ヴァッラ『「コンスタンティヌスの寄進状」を論ず』（高橋薫訳）水声社、2014年。ヴァッラのヒューマニスト的雄弁および続いて本文でふれるフィレンツェの市民的自由については、根占献一『フィレンツェ共和国のヒューマニスト』創文社、2005年を参照。

(21) 逸見龍生「文人たちの結社」『図書』（岩波書店）、No. 780、2014年2月、pp.2-7。

本研究は科研費（課題番号 24520342）の助成を受けたものである。